

茨城工業高等専門学校におけるネーミングライツ事業に関する規則

令和6年10月17日
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）が実施するネーミングライツ事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 本校が所有する施設、スペースその他の財産（以下「施設等」という。）に対し、事業者等の名称、商標名、ロゴ等（以下「愛称」という。）を設定する権利をいう。
- (2) 事業者等 法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）又は法人等により構成された団体をいう。
- (3) ネーミングライツ事業 契約により、本校がネーミングライツを付与した事業者等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）からネーミングライツの対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、教育研究環境の向上を図るための事業をいう。

(基本方針)

第3条 ネーミングライツ事業は、本校の施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、ネーミングライツ事業の対象となる施設等（以下「対象施設等」という。）の公共性を考慮し、社会的な信頼性及びネーミングライツ事業の推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

(ネーミングライツの付与期間)

第4条 ネーミングライツを付与できる期間は、原則3年以上5年以下とする。

(ネーミングライツパートナー選定委員会)

第5条 ネーミングライツ事業に係る審議を行なうため、ネーミングライツパートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

第6条 選定委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 対象施設等の候補の選定に関すること
- (2) ネーミングライツパートナーの公募に必要な募集要項の策定に関すること
- (3) ネーミングライツ料に関すること
- (4) ネーミングライツパートナーの候補者の選定に関すること
- (5) ネーミングライツパートナーとの契約解除に関すること

- (6) その他ネーミングライツ事業の実施に関すること

第7条 選定委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 副校長（総務主事）
- (2) 副校長（教務主事）
- (3) 副校長（学生主事）
- (4) 副校長（専攻科長）
- (5) 副校長（地域連携）
- (6) 広報戦略室長
- (7) キャリア支援室長
- (8) 事務部長
- (9) 総務課長
- (10) その他校長が必要と認める者 若干名

2 前項第10号の委員は、校長が委嘱する。

3 第1項第10号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第8条 委員会に委員長を置き、副校長（総務主事）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副校長（教務主事）が、その職務を代行する。

第9条 選定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 前2項に定めるもののほか、選定委員会の議事の運営に関し必要な事項は、選定委員会が定める。

（ネーミングライツパートナーの公募）

第10条 ネーミングライツパートナーの公募は、本校ウェブサイトへの掲載等の方法により広く行うものとする。

2 ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項は、対象施設等ごとに選定委員会が募集要項に定めるものとする。

（応募）

第11条 ネーミングライツ事業への応募資格を有する事業者等は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。）第2条に規定する風俗営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行う者
- (2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者
- (3) 社会問題をおこしている者
- (4) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなく

なった日から5年を経過しない者、その他の反社会的勢力の統制下にある者

- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者
- (6) 賭け事に関する業種に属する事業を行う者
- (7) 政治団体
- (8) 宗教団体
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っている者
- (10) 国税、地方税等を滞納している者
- (11) その他ネーミングライツ事業を実施する事業者等として適当でないと認められる者

2 ネーミングライツ事業に応募する事業者等は、ネーミングライツ事業提案書（別紙様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、校長に提出しなければならない。

- (1) 対象施設等での具体的なサイン等の掲示概要
- (2) 事業者等の概要を記載した書類
- (3) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (4) 事業者等の登記事項証明書
- (5) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下同じ。）及び事業報告書
- (6) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面
- (7) 従業員へのキャリア形成等支援制度について記した書類
- (8) その他選考委員会が必要と認める資料

（使用できない愛称）

第12条 愛称には、次の各号のいずれかに該当するものは使用することができない。

- (1) 法律等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (4) 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
- (5) 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
- (6) 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- (7) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 風俗営業法第2条に規定する営業に関するもの
- (10) 貸金業法第2条に規定する貸金業に関するもの
- (11) たばこの広告及び喫煙を促すもの
- (12) 社会問題の主義及び主張に関するもの
- (13) 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- (14) 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの

- (15) 本校の名誉又は信用を損なうおそれのあるもの
- (16) その他使用する愛称として適当でないと認められるもの

(ネーミングライツパートナーの選定)

第13条 校長は、第11条第2項に規定する書類の提出があったときは、選定委員会に応募資格、愛称の案及びネーミングライツ料を含むネーミングライツ事業提案書の内容を総合的に審議させ、ネーミングライツパートナーの候補者を選定させるものとする。

- 2 選定委員会は、前項の規定による選定の結果を校長に報告するものとする。
- 3 校長は、前項の報告を運営会議に諮問し、その意見を踏まえ、ネーミングライツパートナーの採用、または不採用を決定する。
- 4 校長は、ネーミングライツパートナーを決定したときは、採用となった提案書の事業者等にネーミングライツパートナー決定通知書（別紙様式第2号）により、不採用となった提案をした事業者等にネーミングライツ事業不採用決定通知書（別紙様式第3号）により通知するものとする。

(契約の締結)

第14条 校長は、ネーミングライツパートナーに採用することを決定した事業者等とネーミングライツ事業の契約を締結するものとする。

(ネーミングライツ料の納付)

第15条 ネーミングライツ料は、本校の発行する請求書により定められた期日までに、指定口座に振り込むものとする。

(愛称変更の禁止)

第16条 愛称は、ネーミングライツ事業の契約期間の途中で変更することはできない。ただし、本校が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(費用負担)

第17条 ネーミングライツ事業に係る施設等の愛称等のサイン及び案内看板等の設置及び変更に係る経費については、当該愛称等のネーミングライツパートナーが負担するものとする。

- 2 契約期間の満了及びネーミングライツ権の取り消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とする。

(ネーミングライツパートナーの責務)

第18条 ネーミングライツパートナーは、愛称に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 ネーミングライツパートナーは、設置した愛称の表示により第三者に生じた損害については、自らの判断と費用負担において対処し、損害賠償その他の責任を負うものとする。

(本校の責務)

第19条 本校は、ネーミングライツパートナーが付与した愛称に関し、校内における呼称として本校のホームページ、広報誌等で幅広く使用する等の普及に努めるものとする。

(ネーミングライツパートナーの解除権)

第20条 ネーミングライツパートナーは、自身の都合によりネーミングライツ事業の継続が困難となった場合には、契約の解除を申し出ることができる。

2 ネーミングライツパートナーは、前項の契約の解除を申し出ようとするときは、契約解除の3か月前までに、ネーミングライツ事業契約解除申出書（別紙様式第4号）を校長に提出しなければならない。

(契約の解除)

第21条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、選定委員会の議を経て、契約を解除することができる。

- (1) 請求書により定められた期日までにネーミングライツ料の納付がなかったとき。
- (2) ネーミングライツパートナーの社会的信用を損なう行動等により、本校の名誉又は信用が損なわれるおそれがあると認められるとき。
- (3) ネーミングライツパートナーが応募資格を満たさなくなったとき。
- (4) ネーミングライツパートナーが、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続開始の申立てを行ったとき。
- (5) 前条第2項の規定により、ネーミングライツパートナーから契約解除の申出があったとき。
- (6) 本校の都合により、対象施設等を取り壊し、使用不可又は維持管理が困難となったとき。

2 校長は、前項の解除をするときは、ネーミングライツ事業契約解除通知書（別紙様式第5号）によりネーミングライツパートナーに通知するものとする。

(ネーミングライツ料の返還)

第22条 一度納入されたネーミングライツ料は返還しない。ただし、前条第1項第6号の規定により本校が契約を解除した場合は、ネーミングライツ料の全部又は一部を返還する。

(契約の更新)

第23条 校長は、ネーミングライツパートナーから契約更新の申請があった場合には、原則1回に限り契約を更新することができる。

2 前項の申請は、契約期間満了日の3か月前までにネーミングライツ事業期間更新申請書（別紙様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、校長に提出しなければならない。

- (1) 事業者等の登記事項証明書
- (2) 直近3事業年度分の決算報告書及び事業報告書
- (3) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面

3 校長は、前項に規定する書類の提出があったときは、第13条の規定を準用してネーミングライツ

パートナーを決定する。

(事務)

第24条 ネーミングライツ事業に関する事務は、総務課において処理するものとする。

(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年10月17日から施行する。

茨城工業高等専門学校長 殿

申込者

住所：_____

名称：_____

代表者名：_____

ネーミングライツ事業提案書

茨城工業高等専門学校におけるネーミングライツ事業に関する規則第11条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて以下のとおりネーミングライツ事業に応募します。

対象施設等		
愛称（案）		
応募の趣旨		
希望契約期間 （原則3年以上）	年 月 日	～ 年 月 日
希望ネーミングライツ料	年額	円（税込）
	総額	円（税込）
担当者連絡先	氏名	
	電話	
	Mail	

添付書類

- ①対象施設等での具体的なサイン等の掲示概要
- ②事業者等の概要を記載した書類
- ③定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④事業者等の登記事項証明書
- ⑤直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑥国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）
- ⑦従業員へのキャリア形成等支援制度について記した書類
- ⑧その他選考委員会が必要と認める資料

殿

茨城工業高等専門学校長

○ ○ ○ ○

ネーミングライツパートナー決定通知書

以下のとおりネーミングライツパートナーに採用することを決定しましたので、茨城工業高等専門学校のネーミングライツ事業に関する規則第13条第4項に基づき通知します。

対象施設等		
愛 称		
契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
ネーミングライツ料	年 額	円 (税込)
	総 額	円 (税込)

別紙様式第3号（第13条関係）

茨高专総第 号
年 月 日

殿

茨城工業高等専門学校長

○ ○ ○ ○

ネーミングライツ事業不採用決定通知書

年 月 日付で申請のあったネーミングライツ事業提案書について審議の結果、
不採用とすることを決定しましたので通知します。

対象施設等名	
--------	--

茨城工業高等専門学校長 殿

ネーミングライツパートナー

住所：_____

名称：_____

代表者名：_____

ネーミングライツ事業契約解除申出書

茨城工業高等専門学校におけるネーミングライツ事業に関する規則第20条第2項の規定に基づき、ネーミングライツ事業の契約解除を申し出ます。

対象施設等		
愛 称		
契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
ネーミングライツ料	円（年額/税込）	
契約解除の理由		
契約解除希望日	年 月 日	
担当者連絡先	氏名	
	電話	
	Mail	

殿

茨城工業高等専門学校長

○ ○ ○ ○

ネーミングライツ事業契約解除通知書

年 月 日付け茨高専総第 号で採用の決定があったネーミングライツ事業契約について、次の理由により契約を解除します。

なお、茨城工業高等専門学校におけるネーミングライツ事業に関する規則第22条の規定により、既に納入されましたネーミングライツ料については、第21条第1項第6号により本校が契約を解除した場合を除き、返還いたしません。

対象施設等名	
解除日	年 月 日
解除理由	

茨城工業高等専門学校長 殿

ネーミングライツパートナー

住所：_____

名称：_____

代表者名：_____

ネーミングライツ事業期間更新申請書

茨城工業高等専門学校におけるネーミングライツ事業に関する規則第23条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて以下のとおり応募します。

対象施設等		
愛 称		
現在の契約期間		
希望延長契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
希望ネーミングライツ料	年額	円（税込）
	総額	円（税込）
延長希望理由		
担当者連絡先	氏名	
	電話	
	Mail	

添付書類

- ①事業者等の登記事項証明書
- ②直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ③国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）